

調達要求番号：BP-25D1-511148

情報本部仕様書			
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	C3棟執務室の整備のための什器等の 購入（指定場所への搬入を含む）	DIH-LG-26010	
		大臣 承認	令和 年 月 日
		作成	令和 8年 4月 21日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成	情報本部画像・地理部		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省情報本部画像・地理部（以下、“官側”という。）が調達する「C3棟執務室の整備のための什器等の購入（指定場所への搬入を含む）」（以下、“本契約”という。）について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合には、法令等を除き、この仕様書に定める内容が優先する。

1.2.1 引用文書

a) 法令等

情報本部における立入禁止場所等に関する達（平成20年情報本部達第4号）

1.2.2 関連文書

a) 法令等

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）

2 本契約の目的

本契約は、C3棟執務室の移設に伴い、新たに使用する執務室の使用条件及び配置計画に適合した什器等を整備するため、必要となる什器等を購入するとともに、官側が指定する執務室内の所定の場所までの搬入を一体として実施することを目的とする。

3 本契約に関する要求

3.1 製品に関する要求

この仕様書で調達する製品に関し、要求する事項は以下のとおりとする。

- 品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。
- 製品に関し、特に必要な要求については、調達品目表の備考欄に記載する。
- 調達品目表に記載されたカタログ製品名と異なる製品により納入する場合には、当該異なる製品が、調達品目表に記載されたカタログ製品よりも同等以上の製品であることについて、あら

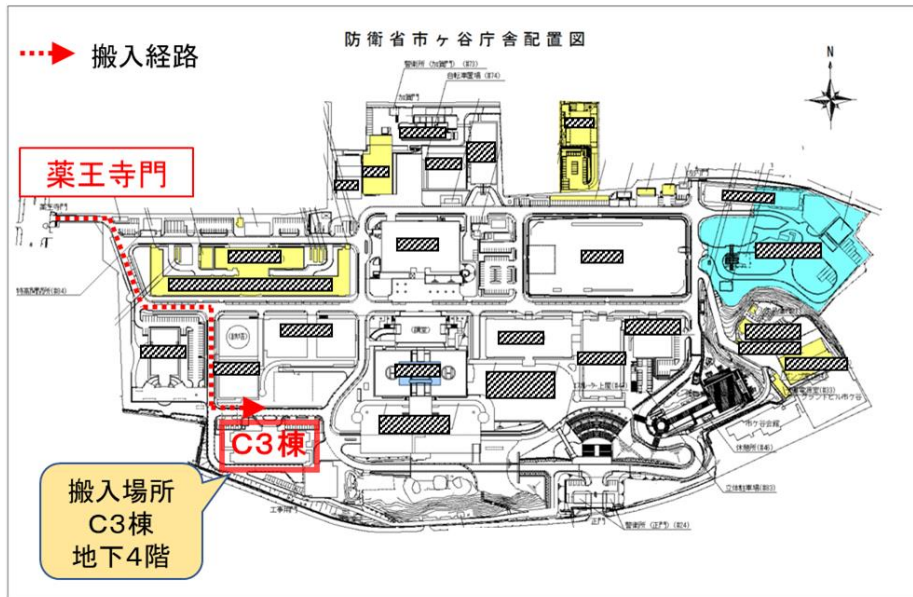
はじめ官側の確認を得なければならない。

3.2 製品の搬入に関する要求

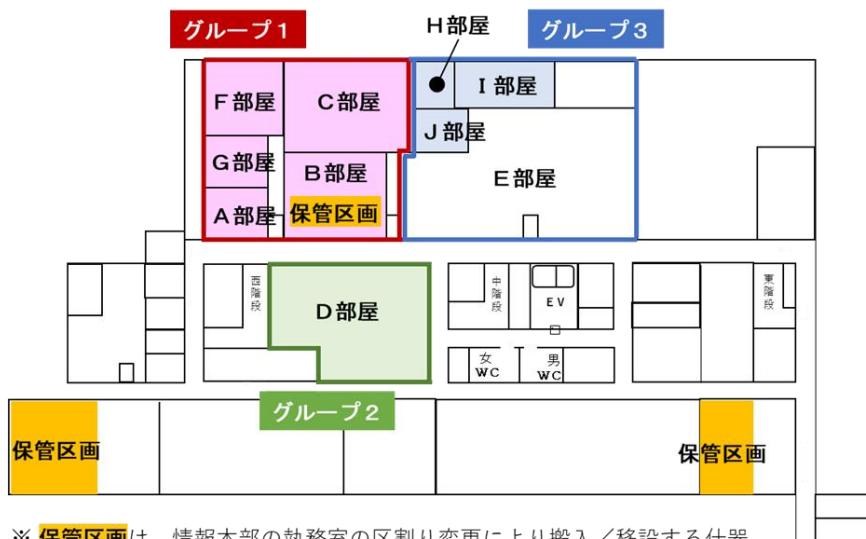
この仕様書で調達する製品の搬入に関し、要求する事項は以下のとおりとする。

- a) 製品の搬入は、C3棟執務室内の官側が指定する所定の場所に設置することにより行うものとする。なお、製品の搬入先の概要図は、**図1**のとおりである。

防衛省市ヶ谷庁舎 C3棟



C3棟B4階



※ 保管区画は、情報本部の執務室の区割り変更により搬入/移設する什器を一時保管する/している場所及び区画の代表例を示したものであり、図に示すもののほか、C3棟内に同種の区画が複数個所に存在する。

図1 製品の搬入先の概要図

- b) 上記の a)に当たり、必要となるC3棟への立入手続については、**情報本部における立入禁止場所等に関する達**に基づき、契約相手方が官側と調整の上、行うものとする。なお、立入りの

申請が許可されるまでには期間を要することから、契約相手方は、本契約の締結後、速やかに申請の手続を行わなければならない。

- c) 製品の搬入は、官側の大規模なフロア移設の一環として行われるものであることから、契約相手方は、搬入の日時や段取り等に関し、あらかじめ官側と十分な調整を行わなければならない。また、本契約における製品の搬入を含め、フロア移設は、官側の運用に影響を及ぼさないよう、複数回にわたる限られた時間帯での作業となるため、契約相手方は、製品の搬入が土曜・祝日にも及ぶことをあらかじめ承諾しておかななければならない。
- d) 契約相手方（納入する製品の卸売事業者、製造事業者等を含む。）は、納入する製品について、情報漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更を行わず、かつ、そのための相応の管理を行うものとする。

3.3 本契約の履行に必要な細部の調整

この仕様書に定めるもののほか、本契約の履行に当たり細部の調整が必要な場合には、契約相手方と官側で調整して決定するものとする。

4 監督・検査

本契約に関する監督及び検査は、支出負担行為担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 その他

5.1 情報の保全

契約相手方は、本契約の履行において知り得た、公になっていない情報を他に漏らしてはならない。この規定は、本契約の履行後においても継続するものとする。

5.2 官側の支援

契約相手方は、製品の搬入に当たり、搬入場所において、電気、水道等の使用が必要な場合には、これらについて無償で官側の支援を受けることができる。

6 仕様書に関する疑義

この仕様書に疑義が生じた場合には、契約相手方と支出負担行為担当官との間で、速やかに協議を行うものとする。